別表第六の二号(第64条関係)

衛星基幹放送の業務認定申請書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名　(法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
法人番号
(注1)

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類(注2)		
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称(注3)		
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置(注4)		
希望する放送対象地域		
希望する周波数(注5)		
業務開始の予定期日		
放送事項(注6)		
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称(注7)		
特定役員の氏名又は名称(注8)		
外国人等直接保有議決権割合(注9)		%
欠格事由の有無(注10)	国籍等(法第93条第1項第7号イからハまで)	□　有　□　無
	特定役員(同号ニ)(注11)	□　有　□　無
	議決権の割合(同号ニ)(注12)	□　有　□　無
	処分歴等(同号ヘからルまで)	□　有　□　無

注1　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

注2　法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3　基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2　国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること(同項目に区分の規定がない場合には、

同「1　総則」の(3)の基幹放送名を記載するとともに、「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載すること。)。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

(記載例)　「衛星基幹放送―テレビジョン放送」

注3　基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注4　人工衛星の軌道又は位置を次のように記載すること。

(記載例)　対地静止衛星軌道　E　110°

経度及び緯度の変動幅　±0.1°

注5

(1)　広帯域伝送方式による衛星基幹放送の業務の場合で、超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う場合は、次のように記載すること。

(第68条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒におけるシンボル数又は1秒における基準シンボル数の合計値を記載すること。)

(記載例)　中央の周波数　11.72748GHz

伝送方式　広帯域伝送方式

シンボル数(合計)　20.0025Mbaud

超短波放送

第1番組

シンボル数　0.16125Mbaud(補完放送(データ)を含む。※)

スロット数　1スロット

変調方式　　8PSK

誤り訂正率　2／3

テレビジョン放送(他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。)

シンボル数(合計)　19.24Mbaud

スロット数(合計)　32スロット

変調方式　　8PSK、QPSK

誤り訂正率　2／3、3／4

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数　一本おき／1125本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数　1440画素

符号化された映像信号のフレーム周波数　30／1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数　1080画素

第1番組

シンボル数　9.62Mbaud(補完放送(音声)を含む。※)

スロット数　16スロット

第2番組

シンボル数　9.62Mbaud(補完放送(音声)を含む。※)

スロット数　16スロット

※　補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものを行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数(当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数)を明記すること。

データ放送

第1番組

シンボル数　0.60125Mbaud

スロット数　1スロット

変調方式　　8PSK

誤り訂正率　2／3

(2)　狭帯域伝送方式等による衛星基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(第68条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒における伝送容量又は1秒における基準伝送容量ごとの合計を記載すること。)

(記載例)　中央の周波数　12.3456GHz

伝送方式　狭帯域伝送方式

基準伝送容量(合計)　13,140,492bps

第1番組　6,570,246bps(補完放送(音声)を含む。※)

第2番組　6,570,246bps(補完放送(データ)を含む。※)

符号化される映像信号の走査方式及び走査線数　一本おき／525本

符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数　544画素

符号化された映像信号のフレーム周波数　30／1.001Hz

符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数　480画素

※　補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものを行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準伝送容量(当該補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準伝送容量の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりの伝送容量又は1秒当たりの基準伝送容量)を明記すること。

(3)　高度広帯域伝送方式による衛星基幹放送の業務の場合は、次のように記載すること。

(第68条の規定により一の申請書により二以上の衛星基幹放送の業務の申請を行う場合は、各放送に係る1秒における伝送容量又は1秒における基準伝送容量ごとの合計を記載すること。)

(記載例)　中央の周波数　11.72748GHz

伝送方式　高度広帯域伝送方式

テレビジョン放送(他のテレビジョン放送を行わない場合に使用する場合はその旨明記。)

シンボル数　11.2520Mbaud(補完放送(音声)を含む。※)
スロット数　40スロット
変調方式　16APSK
誤り訂正率　7／9
符号化される映像信号の走査方式及び走査線数　順次／2160本
符号化された映像信号の水平方向の輝度信号の画素数　3840画素
符号化された映像信号のフレーム周波数　60／1.001Hz
符号化された映像信号の一フレーム当たりの垂直方向の輝度信号の画素数　2160画素

※　補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものを行う場合は、当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数(当該補完放送に係る1秒当たりのシンボル数の記載が困難である場合にあつては、補完放送に係る1秒当たりのシンボル数)を明記すること。

(4)　(3)の記載によるほか、超高精細度テレビジョン放送の試験放送を行う場合であつて、申請者と申請者以外の者により、一の周波数を一定時間ずつ使用するときは、次のように記載すること。

(記載例)　放送時間帯として希望する時間帯
(月)　10時～22時
(火)　10時～22時
(水)　10時～22時
(木)　10時～22時
(金)　10時～22時
(土)　10時～22時
(日)　10時～22時
ただし、災害放送その他番組編成上のやむを得ない理由により、上記開始の時刻又は終了の時刻を変更して放送することがある。

注6

(1)　超短波放送(教養番組又は教育番組並びに報道番組及び娯楽番組の相互の間の調和をとつて放送番組を編集するものに限る。)又はテレビジョン放送(特別な事業計画により放送番組を編集するものを除く。)を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。以下同じ。)により、次のように記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例)　報　道　(一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)
教　育　(学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)
教　養　(政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)
娯　楽　(音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)
その他　(通信販売番組等)

成人向け番組の有無　□有　□無

(2)　超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送の業務の場合(⑴の場合を除く。)

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、主たる言語及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従つて記載すること。この場合において、データを併せ送るものであるときは、(3)のデータ放送を行う場合の記載例に準じ、併せて記載すること。

(記載例)

分　　野	主たる言語	成人向け番組の有無	備考
学校教育番組(主として高校・大学受験対策講座)		無	
野球、サッカーを中心としたスポーツ番組		無	
ドイツ国内で放送されているニュース、ドラマ、ドキュメンタリー番組	ドイツ語	無	

(注1)　分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注2)　主たる言語の欄は、日本語以外の言語を主たる使用言語とする場合にのみ記載すること。

(注3)　成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。

(注4)　法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。

(3)　データ放送を行う基幹放送の業務の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて、分野、データ符号化方式の名称及び成人向け番組の有無の項目ごとに次の記載例に従つて記載すること。

(記載例)

分　　野	データ符号化方式の名称	成人向け番組の有無	備考
株価、経済指標等の経済情報	XML方式	無	
最新自動車情報、自動車部品等を紹介する電子マガジン	(何)方式	無	

(注1)　分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。

(注2)　データ符号化方式の名称の欄は、データ符号化識別子が指定されている場合はその符号化方式の名称を、指定されていない場合は具体的なデータ符号化方式の名称を記載すること。なお、上記の記載例に従つた記載方法のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

（注3）　成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。

（注4）　法第8条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。

(4)　超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送の業務の場合

(1)から(3)までに定めるもののほか、次のアからカまでに掲げる事項について具体的な計画を定めているときは、併せて記載すること。

ア　超高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、一部の時間帯に複数の超高精細度テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体（複数の超高精細度テレビジョン放送を行う場合における当該超高精細度テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）における複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

イ　高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体（当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、当該標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

ウ　超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送（当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。）に係る放送時間の占める割合

エ　高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。）に係る放送時間の占める割合

オ　一週間当たりの放送時間全体における成人向け番組に係る放送時間の占める割合

カ　一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合

(5)　臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合

放送事項を次のように記載すること。

ア　博覧会等の用に供する場合

（記載例）　　（何）博覧会の案内等に係る事項

イ　災害発生時に役立てる場合

（記載例）　　（何）地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

(6)　有料放送を含む基幹放送を行う場合

(1)から(5)までに定めるもののほか、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載する

とともに、限定受信方式の名称を記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

注7　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要並びに基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合における当該一部を構成する設備の概要及び委託先の氏名又は名称の欄は、次により記載すること。

(1)　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2)　(1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「地球局設備」の別を明確にして付記すること。

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の法第111条第1項の基準のうち技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア　法第111条第2項第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ　法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4)　(1)の概要図には、基幹放送設備の一部を構成する設備の設備等維持業務を他人に委託する場合にあつては、委託先の氏名又は名称、委託して行わせる設備の範囲及び業務の範囲を明確にして付記すること。

(5)　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注8　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、次に掲げる様式により記載すること。

ふりがな 氏名	住所	役名	担当部門	特定役員への該当の有無	日本の国籍の有無	備考
				□有　□無	□有　□無	

(注1)　株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2)　特定役員とは、表現の自由享有基準第2条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいい、申請者の業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者の数の当該申請者の業務執行決定役員の総数に占める割合が3分の1を超えない場合にあつては、業務執行役員をいう。

(注3)　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村(外国に住所を有する者にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。

(注4)　役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注5)　日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

(注6)　備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア)　業務執行決定役員であつて業務執行役員でない者についてはその旨

(イ)　予定のものについてはその旨

(注7)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、特定役員が日本の国籍を有することを証する書類(例：戸籍抄本、本籍の記載のある住民票又は旅券(現に有効なものに限る。)の写し)を添付すること。法人にあつては、登記事項証明書(登記事項証明書に代表者以外の記載がない者にあつてはこれに準ずる役員の一覧が記載された書類)を添付すること。

注9　法人又は団体の場合に限つて記載することとし、小数点第3位を四捨五入し小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の割合が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入せず、割合が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。また、記載事項を証するものとして、次の様式を添付すること。

ア　議決権の総数

<table>
<tr><th colspan="3">区　　分</th><th>株式数(株)</th><th>議決権の数(個)</th></tr>
<tr><td rowspan="7">発行済株式(A)</td><td colspan="2">無議決権株式(B)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">議決権制限株式(C)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">完全議決権株式</td><td>自己保有株式(D)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>相互保有株式(E)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">申請者(子会社を含む。)における株主の相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無</td><td>□有　□無</td></tr>
<tr><td>特定外国株式(F)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>その他(G)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">単元未満株式(H)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">総数(I)</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td>1単元の株式数</td><td></td><td></td></tr>
</table>

(注1)　最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。

(注2)　(A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3)　(B)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、

単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

(注4)　(C)の欄は、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

(注5)　(D)の欄は、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6)　(E)の欄は、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、申請者(申請者の子会社を含む。)における株主の同項に定める相互保有対象議決権の総数の4分の1以上の保有の有無を確認し該当する□にレ印を付けた上で、総数を記載すること。

(注7)　(F)の欄は、法第116条第1項又は第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否している株式の数を記載すること。

(注8)　(G)の欄は、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9)　(H)の欄は、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10)　(I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11)　表に記載の内容を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書、定款等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人(表に記載の内容に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

(注12)　単元株式数を定款で定めていない株式会社にあつては、1単元の株式数の欄の記載を要しない。

(注13)　法第93条の認定を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(イにおいて同じ。)。

イ　議決権割合に関する事項

区　　分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	備考

外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者							
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計　者) (F)							
合　　計								

(注1)　外国法人等とは、法第93条第1項第7号イからハまでに掲げる者をいう。

(注2)　申請者が株式会社である場合は株主､その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等の当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注3)　(A)の欄は、都道府県市区町村(外国法人等にあつてはこれに準ずるもの)を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4)　(B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

(注5)　(C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6)　(D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7)　(E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するイの(D)の比率を記載すること。この場合において、合計の欄以外の欄は小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載し、合計の欄は、上欄に記載した四捨五入した後の比率の合算値を記載するのではなく、四捨五入せずに計算した各値の合算値を記載すること。当該合算値については、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで記載すること。ただし、四捨五入する前の比率が20%未満である場合において、小数点第3位を四捨五入して20.00%となるときは四捨五入をせず、比率が20%未満であることがわかる小数点以下の位まで記載し、その位未満の端数は切り捨てて記載すること(例：19.999456%の場合は19.9994%まで記載すること。)。

(注8)　(F)の欄は､議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について小数点以下の位を合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計　者)」に記載すること。

(注9)　(C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿(全ての株主について記載があるもの。)、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。法人((C)及び(D)に関する事項の登記を要しない者を除く。)にあつては、登記事項証明書を添付すること。

注10　法第93条第1項第7号の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、

該当する事項にレ印を付けること。

注11　注8の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。

注12　注9の様式により欠格事由の有無を確認の上、記載すること。